

**平成24年度  
文部科学省税制改正要望について**

**平成23年10月26日(水)**

**文部科学副大臣**

**森 ゆうこ**



**文部科学省**

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 平成24年度文部科学省税制改正要望について

## 1. 要望の基本的な方針

- 新政権における「**希望と誇りある日本に向けた未来への投資**」の観点、関係団体からのヒアリングなど踏まえ、**日本全体の活力再生に不可欠な教育、文化、スポーツ、科学技術の振興**に関する要望をとりまとめ。

## 2. 要望事項

### 【寄附文化の更なる推進】

- ◆ (独)日本学生支援機構及び国立大学法人等が行う奨学事業、(独)日本スポーツ振興センター所有の国立霞ヶ丘競技場整備事業への個人寄附に係る税額控除の導入
- ◆ 寄附金控除の年末調整対象化
- ◆ 学校法人への個人寄附に係る税額控除要件の見直し

### 【年齢に関係なく、誰もが安心して学習できる環境整備】

- ◆ 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置(内閣府、厚生労働省との共同要望)
- ◆ アクティブシニア学び支援税制の導入
- ◆ 図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置の創設
- ◆ 一般社団・財団法人に移行した都道府県私立学校退職金団体の退職金事業に係る利子等の非課税措置

### 【日本のたから・地域のたからの次世代への確かな継承】

- ◆ 重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の非課税措置
- ◆ 史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充

### 【科学技術イノベーションの推進】

- ◆ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(経済産業省等との共同要望)

# 寄附文化の更なる推進 ～個人の社会参画による相互扶助～

## 要望の背景と内容

- 震災復興のような場面においても、寄附が果たす役割は大きい。  
【具体例】『いわて学び希望基金(岩手県):約18億円』、『桃・柿育英会(安藤忠雄氏ほか7名):約9億円』
- 「もっと寄附が進むとよい」と思っている国民は多いが、「確定申告を行う」寄附者は少ない。  
【具体例】「日本においてもっと寄附が進むようになるとよい」73%  
「寄附を行った人のうち、確定申告した人」5%  
〔『寄附白書2010』(日本ファンドレイジング協会、H23年)より。H23年3月、満20～69歳までの男女約1万4千人を対象にした調査。〕
- 学校法人への税額控除について、要件を満たす一部大規模法人に限らず、小規模な私立幼稚園・小・中・高校設置法人などへ、一層の対象拡大が必要。

⇒ **寄附文化推進を更に加速させるため、**

- ◆ **奨学事業(奨学金、授業料減免等)、国立霞ヶ丘競技場整備事業など国民による支え合いになじむ事業への個人寄附に係る税額控除導入**
- ◆ **学校法人の税額控除の要件の見直し、寄附金控除の年末調整対象化(※『H23年度税制改正大綱』検討事項)**

## ～国立霞ヶ丘競技場整備を具体例に～

- 2019年ラグビー・ワールドカップ開催決定、2020年オリンピックに立候補など  
競技場整備の必要性も叫ばれる今こそ…
- 寄附した場合の刻銘等に加え、国民による草の根寄附を進めるためのインセンティブとして、税額控除の導入！
- 国際競技大会開催のみならず、誰もが楽しめるスポーツの場を盛り上げるための国民運動に！



- ⇒ ◇ 「寄附」に対する発想の転換 (単なる資金面の下支え→国民による政策選択、応援したい政策投資)
- ◇ 納税者側の政策参画意識の向上
- ◇ 減収見込みに比して寄附増見込みが高く、大きな政策効果が見込まれる

# 一般社団・財団法人が行う公益的事業に関する非課税措置

## ～公益法人改革関連～

### 要望の背景と内容

- 新公益法人制度改革に伴い、一般社団・財団法人が行う、“図書館、博物館及び幼稚園事業”、“都道府県私立学校退職金事業”について、これまでどおりの固定資産税等、利子等非課税が受けられない状況になりかねない。

～『平成23年度税制改正大綱』～

「特例民法法人から一般社団…財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、これまでの議論を踏まえ、移行状況や施設の使用・経営実態等をさらに調査した上で、平成23年度に結論が得られるよう必要な検討を行います。」

### ～博物館を具体例に～

- 全国に、「博物館」と言われる施設は、約6,000施設。
- このうち、博物館法が定める“登録博物館”は、907施設(全施設の15%)のみ。
- 博物館法に基づく登録博物館は、設置主体が、①地方公共団体(557施設)、②特例民法法人(325施設)、③宗教法人等(25施設)に限定されるとともに、館長・学芸員の必置、年間150日以上の開館などの義務付け、報告・指導・助言など行政機関が運営に関与。



⇒ こうした要件により、設置主体に関わらず、公益性を担保。

- ⇒ ◆ **図書館、博物館及び幼稚園は、その公益性に基づき、これまで非課税措置あり。**
- ◆ **これらの施設を設置する法人のうち、一般社団・財団立となる施設のみ「課税」とされることは、極めて不均衡。**
- ◆ **一般社団・財団法人に移行せざるを得ない52法人中29法人(5割超)が既に赤字経営のところ課税により解散・閉鎖のおそれ。**

# 日本のたから・地域のたからの次世代への確かな継承

## 要望の背景と内容

- 東日本大震災を契機とし、地域コミュニティの再生のため、文化財の重要性を再認識。  
～『東日本大震災復興基本法』(平成23年6月24日法律第76号) 基本理念～  
「地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策」の推進  
～『復興への提言～悲惨の中の希望～』(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議)～  
「…地域コミュニティの再生のため、「地域のたから」、「地域のこころ」である文化財の修理・修復を進めることが必要である。  
…地元の歴史や文化を大切にし、文化遺産を承継することにより、地域のアイデンティティの保持を図ることが重要である。」
- 日本のたから・地域のたからである貴重な文化財を次世代に確実に継承するためには、公有化により、適切な保存・活用の促進が必要不可欠。
- 重要有形民俗文化財の“国”に対する譲渡1/2課税は、平成24年末をもって期限切れ。
  - ⇒ ◆ **重要有形民俗文化財について、重要文化財と同等の措置**  
(国・地方公共団体に対する譲渡非課税の恒久的措置)
  - ⇒ ◆ **史跡等の譲渡所得の特別控除額や損金算入限度額の拡充**  
(2千万円から5千万円)



## 科学技術イノベーションの推進

### 要望の背景と内容

- 我が国研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力強化が必要。
- ⇒ ◆ **試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(経済産業省等と共同要望)**
- ⇒ 『**新成長戦略**』(2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上に)の実現